

P<VNMLE<<VAN<CONG<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<
C8526872<8VNM8811190M2911180131674881<<<<50



JAPAN VISA
日本国査証

EC9212278



Date of expiry
14 MAR 21

For stay(s) of
1 YEAR

Surname/Given name
LE VAN CONG

Nationality
VNM

No. of applicants

Remarks
EX-R

01Y20-002964

V<JPNLE<<VAN<CONG<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<
C8526872<8VNM881119DM210314520C47621620A<E17

別記第七号の四様式(第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条、第五十六条の三関係)

日本国政府法務省

指 定 書

DESIGNATION

氏 名

Name

LE VAN CONG

国籍・地域

Nationality/Region

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。

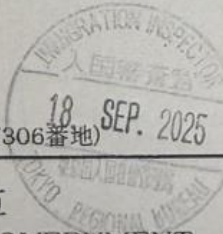
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, the above mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows.

「特定技能」の在留資格(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)をもって在留することを希望する者が、下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の業務に従事する活動

記

機関名:合同会社林工業

(本店所在地:神奈川県横浜市戸塚区舞岡町306番地)



日 本 国 法 務 大 臣

MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

別記第三十一号の四様式（第七条、第二十条、第四十四条関係）

日本国政府法務省

指 定 書
DESIGNATION

氏 名
N A M E

LE VAN CONG

国籍・地域
NATIONALITY/REGION

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・ 本邦の公私の機関

氏名又は名称
所 在 地

株式会社セーフティーステップ
北海道札幌市東区北三十四条東一丁目1番20号

・ 特定産業分野 建設分野

（参考）

従事する業務区分は、土木（指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事）及び建築（指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事）とする。

日本国法務大臣

MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

4. MAR. 2024